

三重県退職職員活用にかかる情報提供制度実施要領

1 目的

この要領は、県退職職員の再就職について、手続の透明性、機会の均等などを確保しながら、退職職員の活用を図るため、県が試行実施する情報提供制度（以下「本制度」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 制度の窓口設置

1の目的を達成するため、総務部人事課内に本制度の窓口を設置する。

3 人材情報の登録

(1) 登録対象者

登録対象者は、常勤の職員とし、既に退職した職員や再任用職員を除くこととする。

(2) 登録方法

人材情報の登録を希望する者は、人材情報登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、各部局人事担当課を経由して、別に定める期日までに窓口へ提出する。

(3) 登録期間

登録された者（以下「登録者」という。）に係る人材情報の登録期間は、当該登録した日の属する年度末までとする。

(4) 登録の抹消

窓口は、登録者の再就職の内定が確定したとき、登録者本人からの申出があったとき又は登録を継続することが適当でないと認められるときは、随時当該登録者の人材情報を抹消するものとする。

(5) 登録の変更

登録者が、登録内容を変更する場合は、(2)の取扱に準ずるものとする。

4 求人情報の登録

(1) 登録対象団体

登録対象団体は、法人格の有無、営利・非営利の区分を問わず、県職員の専門知識や行政経験を活用したいと考える企業または団体（以下、「企業等」という。）とする。ただし、次に掲げる企業等は、登録

の対象としない。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ② 法令に違反する企業等、県職員の再就職先としてふさわしくないと認められる企業等

(2) 登録方法

登録者を採用する意向のある企業等（以下「求人企業等」という。）は、求人票（様式第2号（外郭団体・県出資団体以外用）及び様式第2-2号（外郭団体・県出資団体用））に必要事項を記入し、別に定める期日までに窓口へ提出する。

(3) 登録期間

求人企業等に係る求人情報の登録期間は、当該登録した日の属する年度末までとする。

(4) 登録の抹消

窓口は、求人に対する再就職者の内定が確定したとき、求人企業等からの申出があったとき又は登録を継続することが適当でないと認められるときは、随時当該求人情報を抹消するものとする。

(5) 登録の変更

求人企業等が、求人情報を変更する場合は、(2)の取扱に準ずるものとする。

5 情報提供の手続き

(1) 登録者への求人情報の提供

窓口は、全ての登録者に、各部局人事担当課を経由して、求人情報を提供する。

(2) 提供された求人情報への登録者のエントリー

登録者は、希望する求人情報がある場合には、各部局人事担当課を経由して、別に定める期日までにエントリー申出書兼個人情報提供同意書（様式第3号）を窓口へ提出する。

(3) 求人企業等への人材情報の提供

窓口は、求人企業等に、様式第3-2号により人材情報を提供する。
なお、エントリー申出がない求人企業等には、様式第3-3号により通知する。

(4) 求人企業等の選考

求人企業等は、提供した人材情報について、別に定める期間内に選考を実施した上で採否を決定する。

(5) 求人企業等の選考結果報告

求人企業等は、前項により採否を決定した場合、選考結果報告書（様式第4号）を別に定める期日までに窓口に提出する。

(6) 登録者の内定状況報告

登録者は、再就職の内定が確定したときは、内定状況報告書（様式第5号）を、各部局人事担当課を経由して、別に定める期日までに窓口に提出する。

6 再就職情報の公表

窓口は、本制度による県退職者の再就職状況を公表する。

7 細則

この要領に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。

附 則

1 施行期日

この要領は、平成29年12月15日から施行する。

附 則

1 施行期日

この要領は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

1 施行期日

この要領は、令和4年11月22日から施行する。

附 則

1 施行期日

この要領は、令和5年11月13日から施行する。